

民法の一部を改正する法律案要綱

第一 民法の改正

嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同等とするものとする。 (第九百条関係)

第二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 経過措置

この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二項関係)